

長生村第5期障がい福祉計画  
長生村第1期障がい児福祉計画  
(平成30年度～平成32年度)



平成30年3月

長 生 村

## はじめに



本村では、障害者基本法に基づき、障害者施策の基本理念や施策の方向性を定めるため、「障がい者計画」並びに「障がい福祉計画」を策定し、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすいむらづくり」をめざしてまいりました。

このような中で、国の動向としては平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布（平成30年4月施行）され、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障害児支援のニーズの多様化に対応する支援の拡充、サービスの質の確保・向上のための環境整備等を行うこととされました。

このことを踏まえ、既存の計画の進捗状況を振り返りつつ、障がい者へのアンケート調査を行い、皆様方のご意見等を勘案したうえで、「長生村第5期長生村障がい福祉計画」及び「長生村第1期障がい児福祉計画」を策定いたしました。これは平成30年度から平成32年度までの3か年における障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの到達目標と方策を明らかにするものです。

今後、本計画に基づき障がい福祉施策の充実・推進を図り、障がいのある方々が安心して快適に暮らしていける村づくりに取組んでまいりたいと思います。村民皆様には、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたりご協力いただきました村民の皆様や、貴重なご意見をいただきました長生村障がい者計画及び長生村障がい福祉計画策定委員会委員をはじめとする関係各位に対し、深く感謝申し上げます。

平成30年3月

長生村長 小 高 陽 一

# 目 次

総 論 .....	1
第1章 計画の策定にあたって .....	3
第1節 計画策定の背景・趣旨 .....	3
第2節 計画の位置づけ・性格 .....	4
第3節 計画の期間 .....	5
第4節 第4期計画からの変更点 .....	6
第2章 障がいのある人を取り巻く状況 .....	7
第1節 長生村の人口推移 .....	7
第2節 長生村の障がいのある者（児）の現状 .....	8
第3節 アンケート調査結果 .....	11
第4節 圏域の状況 .....	21
第3章 計画の基本理念と基本目標 .....	24
第1節 計画の基本理念 .....	24
第2節 計画の基本目標 .....	24
第3節 施策の体系 .....	26
各 論 .....	29
第4章 障がい福祉サービスの充実（「障がい福祉計画」） .....	31
第1節 訪問系サービスの充実 .....	31
第2節 日中活動系サービスの充実 .....	33
第3節 居住系サービスの充実 .....	38
第4節 その他の障がい福祉サービス .....	40
第5節 地域生活支援事業の推進 .....	42
第5章 障がい児福祉サービスの充実（「障がい児福祉計画」） .....	51
第1節 障がい児通所支援、入所支援、相談支援等のサービスの充実 .....	51
第2節 障がい児保育・教育の充実 .....	55
第6章 障がい福祉サービスの目標値 .....	58
第1節 平成32年度の目標値の設定 .....	58

第7章 福祉環境の整備 .....	62
第1節 差別解消・虐待防止に関する取組の推進 .....	62
第2節 地域防災ネットワークの確立 .....	63
第3節 地域共生社会の実現に向けた取組み .....	64
第8章 計画の推進 .....	65
資料編 .....	67

## 第 1 部

# 総論



---

# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 第1節 計画策定の背景・趣旨

近年、高齢化の進展に伴い、内部障がい起因とする身体障がい者の増加や、障がい程度の重度化、また、複雑な社会背景に伴う心理的なストレスによる精神障がい者の増加もみられ、「障がい者福祉」を取り巻くニーズは多様化しており、個々の状況に応じた施策の充実が求められています。

国の動向としては、平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布（平成30年4月施行）され、「地域共生社会」の実現を目指して障がい者が自らの望む生活が営むことができるよう「生活」と「就労」に対して支援の一層の充実を図ること、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため計画的な体制の構築すること、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うとされております。

このような中で、本村では平成29年度中に障がい福祉計画の見直しを行い「長生村第5期障がい福祉計画」及び「長生村1期障がい児福祉計画」を策定するものです。なお、障がい児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、新たに策定が義務付けられました。これまで本村では、障害児通所サービスの目標数値等を障がい福祉計画の中で示してきたことから、第1期障がい児福祉計画は第5期障がい福祉計画と一体的な計画として作成することとしております。

両計画の策定にあたっては、国の障害者総合支援法の趣旨及び国の定める基本方針を踏まえ、千葉県「第六次千葉県障害者計画」に示された障害福祉施策との整合性を図り、更には「障害者虐待防止法」（平成24年10月施行）や、「障害者差別解消法」（平成28年4月施行）の制定による権利擁護の観点も視野に入れ、平成30年度から平成32年度のサービス見込量を新たに設定していきます。住民、団体、行政が連携して障がい者等が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会活動に参加・参画するとともに、障がいの有無にかかわらずすべての村民が共に生きる「共生社会」の実現を進めていきます。

## 第2節 計画の位置づけ・性格

長生村第5期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」を根拠として策定を義務付けられた法定計画であります。また長生村第1期障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項により策定が義務付けられた「市町村障害児福祉計画」であります。

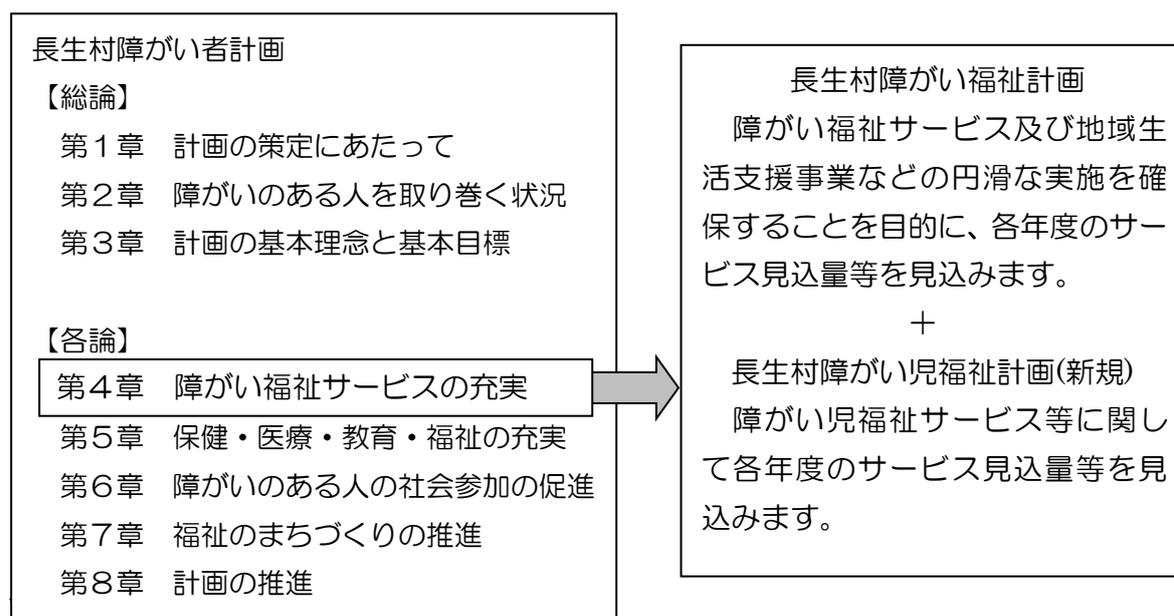
本村では障がい児通所サービスの目標数値等を障がい福祉計画の中で示してきたことから、障がい福祉計画と障がい児福祉計画を一体的な計画として作成します。

本計画は長生村障がい者計画（平成27年度から平成32年度）を上位とする3か年の実施計画となります。

### 障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の比較

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
法的根拠	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
策定義務	義務	義務	義務
計画の性格	障がい者の施策全般にわたる基本的な事項を定める	障がい福祉サービス等に関する3年間の実施計画	障がい児福祉サービス等に関する3年間の実施計画

### 障害者基本法に定める障がい者計画との関係



本計画は、障害者基本法第2条に規定されている「身体障がい、知的障がい又は精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」や、難病（特定疾患）のために、日常生活や社会生活においてさまざまなハンディキャップがある人を対象とします。また、発達障がいや高次脳機能障がいなどの人に対しても、ニーズにあわせた柔軟な支援に取り組みます。

また、障害者総合支援法第4条に基づき、村内に在住の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方及び障がい児（18歳未満）を対象とします。

### 第3節 計画の期間

第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の期間は、国の指針により、平成30年度から平成32年度までの3か年とします。なお、将来における社会経済の変動等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<b>長生村障がい者計画</b>					
<b>第4期長生村障がい福祉計画</b>			<b>第5期長生村障がい福祉計画・第1期長生村障がい児福祉計画</b>		
<b>第五次千葉県障害者計画(平成27～29年度)</b>			<b>第六次千葉県障害者計画(平成30～32年度)</b>		
<b>国・第3次障害者基本計画(平成25～29年度)</b>			<b>国・第4次障害者基本計画(平成30～34年度)</b>		

## 第4節 第4期計画からの変更点

障害者総合支援法の改正等及び国の定めた基本的な指針に基づき、主に以下の点が第4期計画から変更となりました。

### (1) 地域における生活の維持及び継続の推進

地域生活支援拠点等の整備を一層進め、基幹相談支援センターの有効活用を促進する。

### (2) 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築をめざす。

### (3) 就労定着に向けた支援

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、就労定着支援が創設され職場定着率を成果目標に追加する。

### (4) 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

児童発達支援センターを中心とし、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。また、医療ケア児支援のための協議の場の設置を行う。

### (5) 「地域共生社会」の実現に向けた取組み

高齢者、障がい者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みや、住民団体等によるインフォーマル活動への支援など地域づくりを主体的に取り組む仕組みを作る方向性を構築する。

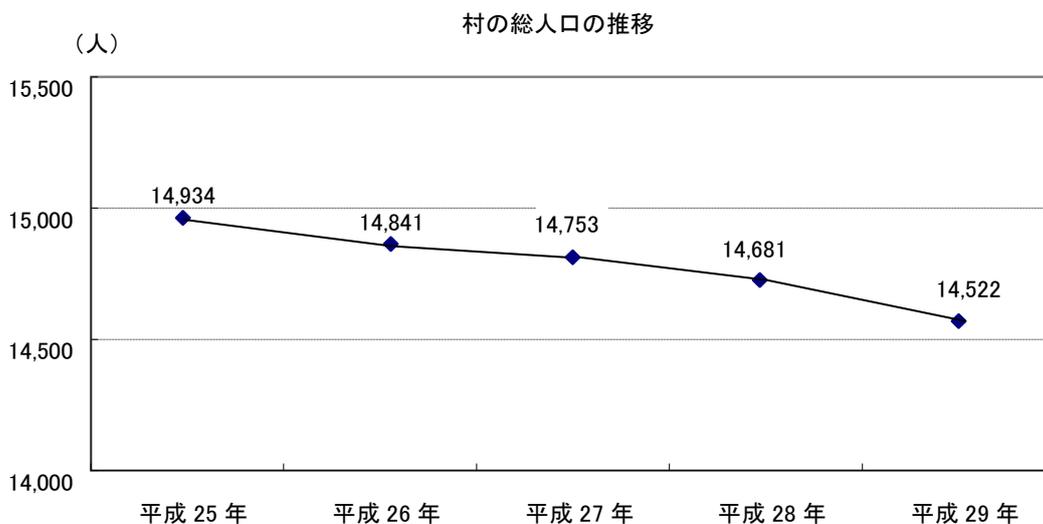
### (6) 発達障害者支援の一層の充実

地域の実情を踏まえ、可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をする。

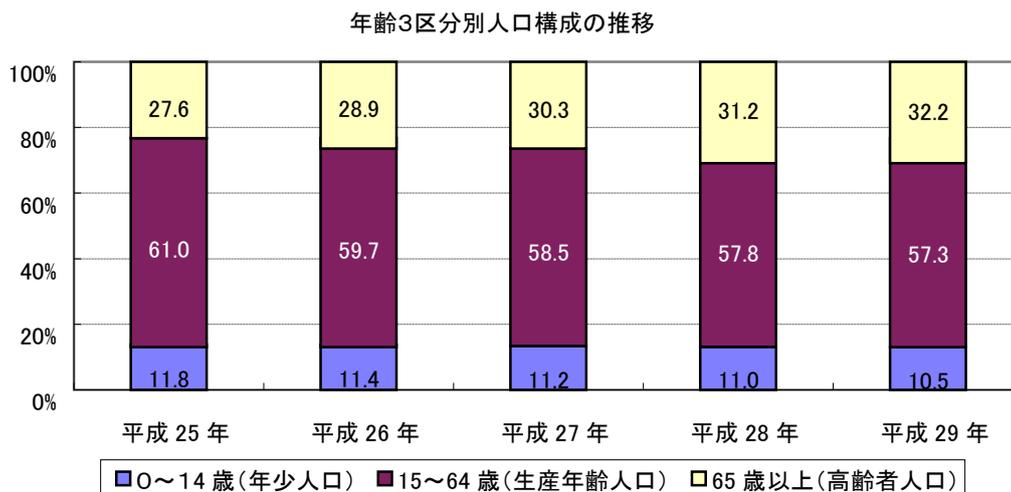
## 第2章 障がいのある人を取り巻く状況

### 第1節 長生村の人口推移

本村の人口は、平成29年4月1日現在で14,522人となっています。また、年齢3区分別人口構成では、65歳以上の人口が32%を超える高齢社会となっています。



(資料：住民基本台帳 各年4月1日現在)



(資料：住民基本台帳 各年4月1日現在)

## 第2節 長生村の障がいのある者（児）の現状

### （1）村の障害者手帳等所持者数

平成29年4月1日現在における村の障害者手帳所持者数は724人で、そのうち身体障害者手帳所持者が78.0%、療育手帳所持者が13.1%、精神障害者保健福祉手帳所持者が8.9%となっています。

#### ■障害者手帳等所持者の内訳（各年4月1日現在）

	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
身体障害者手帳所持者	529人	533人	545人	567人	565人
療育手帳所持者	79人	83人	85人	87人	95人
精神障害者保健福祉手帳所持者	45人	52人	56人	64人	64人
合計	653人	668人	686人	718人	724人

（資料：福祉課）

#### ■障害者手帳等所持者の等級別の内訳（平成29年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者		療育手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者	
1級	169人	㊤(最重度)	5人	1級	14人
2級	95人	㊤の1(最重度)	8人	2級	38人
3級	72人	㊤の2(最重度)	4人	3級	12人
4級	165人	Aの1(重度)	21人		
5級	32人	Aの2(重度)	2人		
6級	32人	Bの1(中度)	22人		
		Bの2(軽度)	33人		
合計	565人	合計	95人	合計	64人

（資料：福祉課）

■身体障がい者の内訳（各年4月1日現在）

	肢体不自由	内部障がい	聴覚・平衡 機能障がい	視覚障がい	音声・そしゃ く・言語機能障 がい
平成25年	312人	134人	44人	33人	6人
平成26年	321人	131人	42人	33人	6人
平成27年	322人	138人	44人	34人	7人
平成28年	330人	150人	47人	33人	7人
平成29年	326人	151人	50人	32人	6人

（資料：福祉課）

■自立支援医療（精神通院）受給者数（各年4月1日現在）

	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
自立支援医療（精神通院） 受給者数	116人	132人	150人	148人	169人

（資料：福祉課）

■基幹相談支援センター相談件数

	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年
基幹相談支援センター 相談件数	642件	667件	960件	945件

（資料：福祉課）

■茶和会（精神デイケア）利用者数

	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年
茶和会（精神デイケア） 利用者数	70人	76人	62人	50人

（資料：福祉課）

## (2) 村の障がい児の療育・教育状況

村の障がい児には発達過程において障がいの種類や程度に応じたいろいろな療育・教育の場があります。平成29年4月1日現在における18歳未満の村の障害者手帳等所持者数のうち身体障害者手帳所持者が10人、療育手帳所持者が22人となっています。

### ■ 18歳未満の障がい児の年齢層別の内訳 平成29年4月1日現在

	0～5歳	6～14歳	15～17歳	計
身体障がい児	1人	8人	1人	10人
知的障がい児	1人	13人	8人	22人

(注) 身体障害者手帳もしくは療育手帳の所持者数

(注) 両手帳を所持する児童は、いずれの人数にも計上。

(資料：福祉課)

### ■ しゃぼんだま教室の利用状況

	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年
しゃぼんだま教室 実利用者数	16人	17人	17人	14人
総利用者数	62人	69人	67人	51人

(資料：健康推進課)

## 小・中学校の障がい児の通学状況

### ■ 小学校における障がい児の通学状況 平成29年度

	低学年	高学年	計
小学校特別支援学級	11人	8人	19人
長生特別支援学校	3人	4人	7人

(資料：学校教育課)

### ■ 中学校における障がい児の通学状況 平成29年度

	計
中学校特別支援学級	4人
長生特別支援学校	4人

(資料：学校教育課)

## 第3節 アンケート調査結果

### 1 調査概要

#### (1) 調査目的

本調査は、長生村の障がい者施策の基本的な方針を示す計画を見直すにあたり、住民の状況・意向等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

#### (2) 調査方法

調査票の配布・回収は、郵送により実施しました。

#### (3) 調査月

平成29年7月～8月

#### (4) 調査対象者、回収結果及び留意点

対 象	配布数	回収数	回収率
身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）	500 票	328 票	65.6%

※長生村の住民で身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者から無作為抽出で500人を選定。

※各票の回答率(%)は四捨五入して小数点第1位まで表示しているため、合計が100%にならない箇所がある。

※各票の実数(人数等)については、複数の障がいのある人や手帳の種類に関して未回答の人が含まれているため合計が一致しない場合がある。

### 2 アンケート調査結果（抜粋）

#### (1) 現在、生活されている場所はどこですか

「一戸建て」が多く、次いで「施設入所」が1割以上となっています。今後施設入所者の地域での受け入れをどのように進めていくかが課題といえます。

現在、生活されている場所はどこですか							
合計	上段:人 下段:%	一戸建て	マンション アパート	グループ ホーム	施設入所	その他	無回答
	328	270	4	10	33	6	5
		82.3	1.2	3	10.1	1.8	1.5

## (2) 一緒に住んでいる家族は何人ですか

一戸建てまたはマンション・アパートで生活している人のうち、「1人」で暮らしている人が12.8%となっております。一人暮らしの人への対応について検討が必要となります。

一緒に住んでいる家族は何人ですか				
合計	上段:人 下段:%	1人	2人以上	無回答
	274	35	217	22
		12.8	79.2	8

## (3) あなたは将来も地域で生活したいと思いますか

将来の暮らしについては、「今のまま生活したい」と回答した人が6割以上と多く、「家族と一緒に生活したい」が約2割という結果です。また、一人暮らしよりもグループホームなどの利用希望が多くなっています。

あなたは将来も地域で生活したいと思いますか							
上段:人 下段:%	合計	今のまま 生活したい	一般の住宅で ひとり暮らし をしたい	グループホ ームなどを 利用したい	家族と一 緒に生活 したい	その他	無回答
合計	328	201	7	17	71	5	27
		61.3	2.1	5.2	21.6	1.5	8.2
身体障がい	221	149	3	9	40	3	17
		67.4	1.4	4.1	18.1	1.4	7.7
知的障がい	43	15	1	4	17	1	5
		34.9	2.3	9.3	39.5	2.3	11.6
精神障がい	25	15	3	1	5	0	1
		60	12	4	20	0	4

※表については、複数の障がいがある人がいますので合計は一致しない場合がある。

(4) 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか

地域で生活するための支援については「経済的な負担の軽減」がもっとも多く、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」の順です。知的障がい者は「経済的な負担の軽減」に次いで「地域住民等の理解」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の順となっています。手当や年金制度利用により負担軽減を適確に行い、ニーズに対応した在宅サービスの基盤整備が求められています。

地域で生活するためにはどのような支援があればよいと思いますか										
上段:人 下段:%	合計	在宅で医療ケアなどが適切 に得られること	障がい者に適す住居の確保	必要な在宅サービスが適切 に利用できること	生活訓練等の充実	経済的な負担の軽減	相談対応等の充実	地域住民等の理解	その他	無回答
合計	328	102	53	110	24	145	69	44	8	77
		31.1	16.2	33.5	7.3	44.2	21	13.4	2.4	23.5
身体障がい	221	80	34	74	12	101	35	20	5	51
		36.2	15.4	33.5	5.4	45.7	15.8	9	2.3	23.1
知的障がい	43	7	12	15	3	22	17	20	1	6
		16.3	27.9	34.9	7	51.2	39.5	46.5	2.3	14
精神障がい	25	9	6	10	3	15	8	2	0	3
		36	24	40	12	60	32	8	0	12

※表については、複数の障がいがある人がいますので合計は一致しない場合がある。

(5) 障害者総合支援法制度のサービスを今後利用したいですか

今後の障害者総合支援法制度のサービス利用意向については、「⑱移動支援」が最も多く、次いで「⑰日常生活用具の給付」「⑩施設入所支援」「⑲日中一時支援事業」「③行動援護」が多くなっています。サービス利用見込み量設定時にこの結果を反映させていきます。

障害者総合支援法制度のサービスを今後利用したいですか				
上段：人 下段：%	全 体	身体障がい	知的障がい	精神障がい
①居宅介護	17	11	2	1
	14.7	12.8	10	25
②重度訪問介護	13	8	1	1
	11.7	9.4	5.6	25
③行動援護	12	8	1	1
	11	9.5	5.6	33.3
④短期入所	19	14	3	0
	17.4	16.3	17.3	0
⑤生活介護	12	7	3	0
	11.5	8.8	16.7	0
⑥療養介護	9	7	0	1
	8.3	8.2	0	33.3
⑦自立訓練（機能訓練・生活訓練）	17	11	0	2
	16.5	14.1	0	50
⑧就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）	7	4	1	1
	6.9	4.8	7.1	33.3
⑨共同生活援助	12	8	2	2
	11	9.3	11.8	50
⑩施設入所支援	19	14	1	0
	17.8	16.7	6.3	0
⑪相談支援・障害児相談支援	13	8	2	1
	14.1	11.1	12.5	50
⑫児童発達支援・医療型児童発達支援	1	1	0	0
	1.0	1.3	0	0
⑬放課後等デイサービス	4	3	1	0
	3.9	3.8	5.9	0
⑭保育所等訪問支援	1	1	0	0
	1	1.3	0	0
⑮福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援	1	1	0	0
	1	1.3	0	0
⑯コミュニケーション支援事業	2	2	0	0
	2	2.6	0	0
⑰日常生活用具の給付	2	18	1	2
	21.8	23.1	5.6	50

上段：人 下段：%	全 体	身体障がい	知的障がい	精神障がい
⑱移動支援	26	19	4	1
	25.7	24.7	23.5	33.3
⑲日中一時支援事業	19	13	4	1
	17.8	15.5	25	33.3
⑳訪問入浴サービス	14	12	0	1
	12.6	13.8	0	33.3
㉑補装具の給付・修理	12	8	1	0
	12.8	11.6	5.9	0

(6) 障害者総合支援制度を利用して不満に思うことがありますか

「サービス内容に関する情報が少ない」「相談や手続きに時間がかかり面倒」「身近なところを利用できない」の順です。特に精神障がい者で「サービス内容に関する情報が少ない」「プライバシー等の配慮に欠けている」「利用回数・時間等に制限がある」などに注視します。サービス内容に関する情報については手続き時などに説明を行い、手引き書等を配付して情報不足を補っていきます。また相談については別室を使用するなどプライバシー等の配慮に一層努力します。

障害者総合支援制度のサービスを利用して不満に思うことがありますか								
上段:人 下段:%	合計	障がい者に合っていない サービスの内容が	身近なところを利用 できない	利用したい日・時間に 利用できない	利用回数・時間等に 制限がある	利用料が高い	急な変更に応じて もらえない	事業所等の対応が よくない
合計	328	8	17	13	14	12	8	5
		2.4	5.2	4	4.3	3.7	2.4	1.5
身体障がい	221	3	10	6	8	7	4	0
		1.4	4.5	2.7	3.6	3.2	1.8	0
知的障がい	43	0	1	3	1	0	0	1
		0	2.3	7	2.3	0	0	2.3
精神障がい	25	1	2	2	3	3	2	2
		4	8	8	12	12	8	8

事業所等の担当者が よく変わる	事業所等の担当者の 知識や経験が不足	本人や家族の意向を 尊重してもらえない	プライバシー等の配慮 に欠けている	建物や設備が障がい特 性に配慮されていない	サービス内容に関する 情報が少ない	相談や手続きに時間が かかり面倒	障害支援区分の認定に 疑問がある	他の利用者との相性を 配慮してもらえない	その他	無回答
8	3	4	7	8	29	22	7	8	25	219
2.4	0.9	1.2	2.1	2.4	8.8	6.7	2.1	2.4	7.6	66.8
1	1	1	3	4	13	13	3	1	20	153
0.5	0.5	0.5	1.4	1.8	5.9	5.9	1.4	0.5	9	69.2
1	0	1	0	1	2	3	0	2	3	27
2.3	0	2.3	0	2.3	4.7	7	0	4.7	7	62.8
2	1	1	4	0	10	5	2	1	1	11
8	4	4	16	0	40	20	8	4	4	44

(7) 障害者総合支援制度のサービス以外で利用したいと思うもの、充実すべきだと思うものはどのようなものですか

「基幹相談支援センター機能の充実」が最も多く、知的障がい者では「成年後見人制度利用支援事業」が全体と比べ 10 ポイント以上高くなっています。基幹相談支援センター機能の充実と成年後見人制度利用促進を図っていきます。

障害者総合支援制度のサービス以外で利用したいと思うもの、充実すべきだと思うものはどのようなものですか

上段:人 下段:%	合計	基幹相談支援センター機能の充実	成年後見人制度利用支援事業	「障がい者親の会」などの活動に支援	地域活動支援センター事業	意思疎通支援事業	その他	特になし	無回答
合計	328	48	34	12	29	13	4	106	136
		14.6	10.4	3.7	8.8	4	1.2	32.3	41.5
身体障がい	221	26	21	7	15	8	3	80	93
		11.8	9.5	3.2	6.8	3.6	1.4	36.2	42.1
知的障がい	43	7	9	5	7	2	1	15	13
		16.3	20.9	11.6	16.3	4.7	2.3	34.9	30.2
精神障がい	25	8	0	1	5	2	0	3	10
		32	0	4	20	8	0	12	40

(8) 障がい者基幹相談支援センターにどのようなことを期待しますか

期待することとしては「アピールしてほしい」とあり、気軽に利用いただくために広報や窓口等で周知を図っていく必要があります。

障がい者基幹相談支援センターにどのようなことを期待しますか								
上段:人 下段:%	合計	基幹相談支援センターを アピールしてほしい	相談の時間を設けてほしい	専門的な相談をしたいので 職員を増やしてほしい	住民向けの啓発や研修を 行ってほしい	気軽に集まれて交流できる 場を作してほしい	その他	無回答
合計	328	140	14	10	16	61	15	124
		42.7	4.3	3	4.9	18.6	4.6	37.8
身体障がい	221	96	9	6	9	41	8	85
		43.4	4.1	2.7	4.1	18.6	3.6	38.5
知的障がい	43	15	1	1	5	13	3	15
		34.9	2.3	2.3	11.6	30.2	7	34.9
精神障がい	25	13	2	1	1	6	0	8
		52	8	4	4	24	0	32

(9) 障がいがあるということで、差別を感じたことはありませんか

知的障がい者で41.9%で、精神障がい者で36.0%、身体障がい者で12.7%、が差別を感じたことがあると回答しています。広報誌等で、差別の解消や合理的配慮についての理念を広報していく必要があります。

障がいがあるということで、差別を感じたことはありませんか				
上段:人 下段:%	合計	ある	ない	無回答
合計	328	60	225	43
		18.3	68.6	13.1
身体障がい	221	28	165	28
		12.7	74.7	12.7
知的障がい	43	18	19	6
		41.9	44.2	14
精神障がい	25	9	13	3
		36	52	12

(10) あなたが避難所で困ることは何ですか

全体では「病院での治療が受けられない」、知的障がい者では「周囲とのコミュニケーションが取れない」が最も多くなっています。障がいのある人等に配慮した対策を検討していく必要があります。

あなたが避難所で困ることは何ですか										
上段:人 下段:%	合計	病院での治療が受けられない	救助を求めるところがない	日常生活用具の入手ができない	安全なところまで避難するところがない	周囲とのコミュニケーションが取れない	避難場所の設備は不安	その他	特になし	無回答
合計	328	118	33	42	87	64	96	13	46	69
		36	10.1	12.8	26.5	19.5	29.3	4	14	21
身体障がい	221	91	18	29	53	34	75	7	31	42
		41.2	8.1	13.1	24.0	15.4	33.9	3.2	14	19
知的障がい	43	9	15	6	14	24	6	3	7	6
		20.9	34.9	14.0	32.6	55.8	14.0	7	16.3	14
精神障がい	25	13	3	4	6	8	8	1	1	3
		52	12	16	24	32	32	4	4	12

(11) 障がいのある人が暮らしやすい長生村となるために、特にどのようなことが必要だと考えますか

「相談窓口の体制の充実や手続きの簡素化」が最も多く、次いで「災害や緊急時に避難を手伝う体制」、知的障がい者では、「災害や緊急時に避難を手伝う体制」が多くなっています。手続きの簡素化やわかりやすい説明を心がけていきます。

障がいのある人が暮らしやすい長生村となるために、特にどのようなことが必要だと考えますか

上段:人 下段:%	合計	相談窓口の体制の充実 や手続きの簡素化	保健・医療・福祉に 関する情報の提供	参加しやすいスポー ツ・サークルなどの場 の提供	在宅での生活や介助が しやすいバリアフリー	リハビリ・訓練が できる場の提供	障がい者（児）に関わ るボランティア活動 の支援	障害に対する理解を 促すための福祉教育 や啓発活動
合計	328	138	66	28	35	50	17	38
		42.1	20.1	8.5	10.7	15.2	5.2	11.6
身体障がい	221	101	45	19	27	41	15	23
		45.7	20.4	8.6	12.2	18.6	6.8	10.4
知的障がい	43	16	9	4	1	2	2	10
		37.2	20.9	9.3	2.3	4.7	4.7	23.3
精神障がい	25	11	7	3	2	2	0	7
		44	28	12	8	8	0	28.0

保育所の受け入れや学校 の受け入れ体制の整備	職業訓練や働く場所の 情報提供	障害の有無に関わらない 住民同士のふれあいの場	地域の人が日常的に 見守る支援体制	保健師などによる 訪問指導	住まいの提供 グループホームなどの 障害に配慮した住宅や	災害や緊急時に避難を 手伝う体制	その他	特になし	無回答
22	37	32	51	35	40	103	6	36	55
6.7	11.3	9.8	15.5	10.7	12.2	31.4	1.8	11	16.8
12	20	27	32	24	21	70	3	20	38
5.4	9.0	12.2	14.5	10.9	9.5	31.7	1.4	9	17.2
9	10	4	15	4	11	19	0	4	3
20.9	23.3	9.3	34.9	9.3	25.6	44.2	0	9.3	7
2	5	2	3	2	3	8	0	1	6
8	20	8	12	8	12	32	0	4	24



## (2) 長生圏域におけるサービス提供の見込量

長生圏域における平成32年度のサービス見込み量は平成28年度実績と比較して訪問系サービスは約1.4倍の211人、日中活動系サービスは約1.3倍の956人、施設系サービスは約1.1倍の307人、そのうち共同生活援助では1.1倍の164人を見込んでいます。

障害児相談支援の利用見込み量は2倍の87人を、児童発達支援は約1.4倍81人、放課後等デイサービスは約1.5倍の201人を見込んでいます。

### 〈長生圏域〉

障害福祉サービス		28年度 実績	30年度 見込	31年度 見込	32年度 見込	単位	伸び率 H32見込 /H28実績
相談支援	計画相談支援	120	163	185	210	人/月	175%
	地域移行支援	0	7	8	9	人/月	-
	地域定着支援	0	5	6	8	人/月	-
	計画相談 計	120	175	199	227	人/月	189%
訪問系	居宅介護/重度訪問介護/同行援護/行動援護/重度障害者包括支援 計	148	185	193	204	人/月	138%
		3,604	4,626	4,775	5,159	時間/月	143%
日中活動系	生活介護	316	340	348	356	人/月	113%
		6,410	6,813	6,974	7,132	延人日/月	111%
	自立訓練 (機能訓練)	2	3	2	3	人/月	150%
		44	59	39	56	延人日/月	127%
	自立訓練 (生活訓練)	9	16	17	19	人/月	211%
		109	206	211	238	延人日/月	218%
	就労移行支援	59	69	78	85	人/月	144%
		970	1,082	1,214	1,319	延人日/月	136%
	就労継続支援 (A型)	16	21	22	24	人/月	150%
		280	423	443	486	延人日/月	174%
	就労継続支援 (B型)	237	284	296	307	人/月	130%
		3,907	4,584	4,777	4,957	延人日/月	127%
	就労定着支援	-	6	7	9	人/月	-
	療養介護	11	13	14	16	人/月	145%
短期入所 (福祉型)	47	65	70	77	人/月	164%	
	383	470	509	507	延人日/月	145%	
短期入所 (医療型)	6	10	11	12	人/月	200%	
	36	52	57	62	延人日/月	172%	
日中活動系 計	703	827	865	908	人/月	129%	
	12,139	13,689	14,224	14,807	延人日/月	122%	
施設系	自立生活援助	-	4	4	5	人/月	-
	共同生活援助	119	141	148	153	人/月	129%
	施設入所支援	169	171	170	168	人/月	99%
	施設系 計	288	316	322	326	人/月	113%

障害児支援		28年度 実績	30年度 見込	31年度 見込	32年度 見込	単位	伸び率 H32見込 /H28実績
相談支援	障害児相談支援	43	58	66	75	人/月	174%
障害児 通所 支援	児童発達支援	57	66	74	84	人/月	147%
		660	762	852	966	延人日/月	146%
	医療型児童発達支援	2	4	4	4	人/月	200%
		9	24	24	24	延人日/月	267%
	放課後等デイサービス	128	159	173	187	人/月	146%
		1907	2250	2451	2657	延人日/月	139%
	保育所等訪問支援	8	18	19	21	人/月	263%
		8	16	17	19	延人日/月	238%
居宅訪問型児童発達支援	-	3	3	3	人/月	-	
	-	5	5	5	延人日/月	-	
	医療的ケア児に対する関連分野の 支援を調整するコーディネーターの 配置人数	-	0	0	3	人/月	-

※実績・見込は各年度 3 月の数値。ただし「相談支援」については、各月の利用者の平均値。また「共同生活援助」の実績は共同生活介護の合計。

(資料：第六次千葉県障害者計画 平成 30 年度)

---

## 第3章 計画の基本理念と基本目標

---

### 第1節 計画の基本理念

本村では、第5次長生村総合計画のもとで「未来へつなぐ健康で平和な村：長生」を将来像にまちづくりを進めていますが、福祉分野においては「ふれあいでやさしさつなぐ心豊かな健康村づくり」を目標に掲げています。

また千葉県では、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を平成19年7月に施行しており、本計画でも、第5次長生村総合計画や県条例の趣旨を受け継ぐとともに、ノーマライゼーションを基盤として、障がいの有無にかかわらず、すべての村民が共に生きる地域社会の実現をめざします。

＜基本理念＞

障がいのある人もない人も  
共に暮らしやすいむらづくり

### 第2節 計画の基本目標

基本理念の実現のため、次の5つの基本目標を定め、村民、団体、行政が一体となって、本計画に定める施策の推進を図ります。

#### 1 障がい福祉サービスの充実

訪問系、日中活動系、居住系、地域生活支援事業の各サービスについて、障がいのある人それぞれの必要性和、状況にあったきめ細やかなサービスが受けられるよう努めます。

## 2 保健・医療・教育・福祉の充実

健康診査等による障がいの早期発見と早期療育に向けた適切なフォローに努め、生活習慣病に起因する障がいの発生予防のための健康づくりを推進します。また、障がいのある人が受診しやすい医療体制の整備を図ります。

## 3 障がいのある人の社会参加の促進

すべての村民が障がいのある人についての理解を深められるよう、学校教育や社会教育の場を活用するとともに、啓発・広報活動を推進します。また、就労に向けた支援体制の整備に取り組み、雇用の促進を図ります。

## 4 福祉のまちづくりの推進

障がいのある人が日常生活に不便を感じることなく、安全・快適な暮らしができるようバリアフリーに配慮した生活基盤の整備と、地域住民の協力による防犯や、災害時における避難誘導體制等の確保のため、避難行動要支援者避難支援計画を策定し個別支援体制の確保を推進していきます。

## 5 計画の推進

障がいのある人が地域と積極的に関わりながら、自立した生活を営むことができるよう、障がいや障がいのある人についての地域住民の理解と、地域福祉への住民参加を促進するとともに、本計画の着実な推進を図ります。

### 第3節 施策の体系

#### 【障がい福祉サービス内容について】

障害者総合支援法によるサービスは大きく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分かれます。「自立支援給付」は障害者総合支援法に基づく基準で実施する事業（全国共通の事業）で「地域生活支援事業」は地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な業務形態により実施するものです。

また、「障害児通所給付」は児童福祉法に基づく基準で実施する事業で「自立支援給付」と同様に全国共通の事業です。

各事業のサービス内容については、次のとおりとなっています。

#### (1) 自立支援給付

訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>① 居宅介護（ホームヘルプ）</li><li>② 重度訪問介護</li><li>③ 同行援護</li><li>④ 行動援護</li><li>⑤ 重度障害者等包括支援</li></ul>
日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>① 生活介護</li><li>② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）</li><li>③ 就労移行支援</li><li>④ 就労継続支援（A型・B型）</li><li>⑤ 就労定着支援</li><li>⑥ 療養介護</li><li>⑦ 短期入所（ショートステイ）</li></ul>
居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>① 共同生活援助（グループホーム）</li><li>② 自立生活援助</li><li>③ 施設入所支援</li></ul>
相談支援	<ul style="list-style-type: none"><li>① 計画相談支援</li><li>② 地域移行支援</li><li>③ 地域定着支援</li></ul>
その他の障がい福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>① 自立支援医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）</li><li>② 補装具費</li></ul>

## (2) 地域生活支援事業

### 必須事業

- ① 相談支援事業
- ② 成年後見制度利用支援事業
- ③ 成年後見制度法人後見支援事業
- ④ 意思疎通支援事業
- ⑤ 日常生活用具給付事業
- ⑥ 移動支援事業
- ⑦ 地域活動支援センター機能強化事業
- ⑧ 理解促進研修・啓発事業
- ⑨ 自発的活動支援事業
- ⑩ 手話奉仕員養成事業

### 任意事業

- ① 訪問入浴サービス事業
- ② 自動車運転免許取得・改造助成事業
- ③ 日中一時支援事業
- ④ 成年後見人制度普及啓発事業
- ⑤ 高額地域生活支援事業
- ⑥ 点字図書給付事業

## (3) 障害児通所給付等

### 障害児通所サービス

- ① 児童発達支援
- ② 医療型児童発達支援
- ③ 放課後等デイサービス
- ④ 保育所等訪問支援
- ⑤ 居宅訪問型児童発達支援
- ⑥ 障害児相談支援



第2部

各論

障がい福祉計画

障がい児福祉計画



---

## 第4章 障がい福祉サービスの充実

### （「障がい福祉計画」）

---

障がい福祉計画において平成27年度から平成29年度の実績値と、平成30年度から平成32年度の見込量は次のとおりとなります。なお、平成29年度の数値は実績見込値であり、平成29年度10月時点の数値となります。

#### 第1節 訪問系サービスの充実

##### 【施策の内容】

##### 1. 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

居宅介護では、障がい者・児のいる家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。

重度訪問介護では、重度の肢体不自由者で常時介護を要する人（平成26年4月から重度の知的障がい者・精神障がい者に拡大）に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。

同行援護では、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

行動援護では、知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭及び外出時にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

重度障害者等包括支援では、障害支援区分6（児童については区分6相当）で意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。

【サービス提供見込み量と実績】

(上段：時間／月、下段：人／月)

居宅介護 (ホームヘルプ)	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度	平成32 年度
見込値	760	880	1000	552	598	644
	28	30	32	24	26	28
実績値	470	483	498			
	26	24	23			

## ■サービス見込み量算出の考え方

第4期計画では、1人1ヶ月当たりの平均利用時間は約31時間で設定。

第5期計画では、1人1ヶ月当たりの平均利用時間を約23時間で見込み量を設定。

【サービス提供見込み量と実績】

(上段：時間／月、下段：人／月)

重度訪問介護	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度	平成32 年度
見込値				200	200	200
				1	1	1
実績値		40	156			
		1	1			

## ■サービス見込み量算出の考え方

第5期計画では、1人1ヶ月当たりの平均利用時間を約200時間で見込み量を設定。

## 2. 訪問系サービスにおける見込量確保の方策

- ◆3障がいすべての障がいに対応できる事業所やホームヘルパーの確保・養成に努めます。
- ◆重度訪問介護や重度障害者等包括支援に関しては、対象者が限られるため、対象となる要件やサービスの内容について情報の周知を行い、サービスが利用しやすい体制を整えます。

## 第2節 日中活動系サービスの充実

### 【施策の内容】

#### 1. 生活介護

地域や入所施設において常時介護等の支援が必要であり、主として昼間に入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【サービス提供見込み量と実績】

(上段：日数／月、下段：人／月)

生活介護	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込値	774	812	852	720	756	792
	40	42	44	40	42	44
実績値	615	609	632			
	36	34	34			

#### ■ サービス見込み量算出の考え方

第4期計画では、1人1ヶ月当たりの平均利用日数は約19日で設定。

第5期計画では、1人1ヶ月当たりの平均利用日数を約18日で見込み量を設定。

#### 2. 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練では障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は居宅を訪問することにより、地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

生活訓練では障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は居宅を訪問することにより、地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス提供見込み量と実績】

(上段：日数／月、下段：人／月)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
自立訓練 (機能訓練)	見込値	22	22	22	22	22	
		1	1	1	1	1	
実績値		4	10	0			
		1	1	0			
自立訓練 (生活訓練)							
見込値		44	44	44	60	75	90
		2	2	2	4	5	6
実績値		11	54	49			
		3	11	4			

## ■ サービス見込み量算出の考え方

第4期計画では機能訓練・生活訓練について、1人1ヶ月当たりの平均利用日数は22日で設定。

第5期計画では機能訓練について1人1ヶ月当たりの平均利用日数を22日、生活訓練について1人1ヶ月当たりの平均利用日数を15日で見込み量を設定。

## 3. 就労移行支援

一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識および能力の向上のための訓練を行います。

【サービス提供見込み量と実績】

(上段：日数／月、下段：人／月)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
就労移行支援	見込値	100	120	145	90	105	120
		6	7	8	6	7	8
実績値		49	53	58			
		3	3	5			

## ■ サービス見込み量算出の考え方

第4期計画では、1人1ヶ月当たりの平均利用日数は約18日で設定。

第5期計画では、1人1ヶ月当たりの平均利用日数を約15日で見込み量を設定。

#### 4. 就労継続支援（A型・B型）

就労継続支援A型では、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援B型では、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、B型の利用が適当と判断された人、50歳に達している人又は障害基礎年金1級受給者などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス提供見込み量と実績】

（上段：日数／月、下段：人／月）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<b>A型（雇成型）</b>	見込値	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
実績値	0	0	0			
	0	0	0			
<b>B型（非雇成型）</b>						
見込値	230	270	320	375	390	405
	17	18	19	25	26	27
実績値	216	221	278			
	15	15	21			

#### ■ サービス見込み量算出の考え方

第4期計画では、1人1ヶ月当たりの平均利用日数は17日で設定。

第5期計画では、1人1ヶ月当たりの平均利用日数を約15日で見込み量を設定。

※就労継続支援A型については、圏域に事業所が少ないため、実績をもとに利用者を見込んでいない。

※就労継続支援B型については、平成32年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量3人を勘案して設定。

## 5. 就労定着支援

平成30年4月施行の改正障害者総合支援法の中で新たに創設されたサービスで、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

【サービス提供見込み量】

(上段：日数／月、下段：人／月)

就労定着支援	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込値	10	10	10
	1	1	1
実績値			

### ■サービス見込み量算出の考え方

新設のサービスのため、第5期計画では、1人1ヶ月当たりの平均利用日数を10日で見込み量を設定。

## 6. 療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって①障害支援区分6で、気管切開をともなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重度心身障がい者を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護および日常生活上の援助を行います。

【サービス提供見込み量と実績】

(上段：日数／月、下段：人／月)

療養介護	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込値	22	22	22	22	22	22
	1	1	1	1	1	1
実績値	0	0	0			
	0	0	0			

### ■サービス見込み量算出の考え方

第4期計画では、1人1ヶ月当たりの平均利用日数は22日で設定。

第5期計画では、1人1ヶ月当たりの平均利用日数を22日で見込み量を設定。

## 7. 短期入所（ショートステイ）

居宅で介護する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がい者（児）に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。短期入所には、一般的な「福祉型」と医療的ケアが必要とされる障がい者（児）に対しての「医療型」がありません。

【サービス提供見込み量と実績】

（上段：日数／月、下段：人／月）

短期入所（福祉型）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
見込値	20	25	30	24	28	32
	5	6	7	6	7	8
実績値	12	11	16			
	4	3	5			

### ■サービス見込み量算出の考え方

第4期計画では、1人1ヶ月当たりの平均利用日数は4.3日で設定。

第5期計画では、1人1ヶ月当たりの平均利用日数を約4日で見込量を設定。

【サービス提供見込み量と実績】

（上段：日数／月、下段：人／月）

短期入所（医療型）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
見込値	4	4	4	5	5	5
	1	1	1	1	1	1
実績値	0	0	0			
	0	0	0			

### ■サービス見込み量算出の考え方

第5期計画では、1ヶ月当たり1人で平均利用日数を5日で見込量を設定。

## 8. 日中活動系サービスにおける見込量確保の方策

- ◆地域での生活を進めていくうえでは、日中活動の場が必要となります。そのため、サービス利用希望者を把握するとともに、村内をはじめ、近隣市町にあるサービス提供事業者のサービス提供移行時期を明確にし、利用希望者に事業者情報を提供していきます。
- ◆就労支援については、庁内の関係各課や関連機関、サービス提供事業所や、村内の企業等とも連携して、障がいのある人の雇用の創出に努めます。
- ◆短期入所については、突発的なニーズに対応できるよう、身近な地域において、サービス提供体制の整備に努めます。

## 第3節 居住系サービスの充実

### 【施策の内容】

#### 1. 共同生活援助

共同生活援助（グループホーム）では、生活介護や就労している、または就労継続支援などの日中活動を利用している身体障がいのある人、知的障がいのある人・精神障がいのある人であって、日常生活上の支援を必要とする人を対象に、地域において自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。また、入浴・排泄・食事の介護等の必要性が認定されている人にはサービスを提供します。

【サービス提供見込み量と実績】

（単位：人）

共同生活援助	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込値	9	10	11	20	21	22
実績値	11	13	15			

#### ■サービス見込み量算出の考え方

第4期計画では、第3期の実績を勘案し11人で見込み量を設定。

第5期計画では、第4期の実績を勘案し22人で見込み量を設定。

※共同生活援助については、平成32年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量3人を勘案して設定。

#### 2. 自立生活援助

平成30年4月施行の改正障害者総合支援法の中で新たに創設されたサービスで、障がい者支援施設等を利用していただ障がい者等でひとり暮らしを希望する人を対象に、一人暮らしに必要な理解力・生活力を補うため、一定期間にわたり定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を提供します。

【サービス提供見込み量】

（上段：日数／月、下段：人／月）

自立生活援助	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込値	0	0	0
	0	0	0
実績値			

#### ■サービス見込み量算出の考え方

新設のサービスのため、第5期計画では、見込み量を0で設定。

### 3. 施設入所支援

施設に入所し、自立訓練もしくは就労移行支援又は就労継続支援 B 型の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人、または生活介護の対象者に対して、主として夜間において、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【サービス提供見込み量と実績】

(単位：人)

施設入所支援	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
見込値	17	16	15	15	14	13
実績値	17	16	15			

#### ■サービス見込み量算出の考え方

第 4 期計画では、第 3 期の実績を勘案し 16 人で設定。

第 5 期計画では、第 4 期の実績を勘案し 13 人で見込み量を設定。

### 4. 居住系サービスにおける見込量の確保の方策

- ◆共同生活援助（グループホーム）については、障がいのある人の地域移行を進めるためには今後も整備が必要となるため、地域の理解を深めながら、整備していくとともに、空き家など社会資源の活用を検討し、生活の場の確保に努めていきます。
- ◆施設入所支援については、現在本村で利用実績のある施設と連携をとり提供体制の確保を行うほか、障害支援区分の判定により、サービスを必要とする障がいのある人が利用できるよう努めます。
- ◆日中活動系サービスと居住系サービスを相互に利用する障がいのある人のために、事業所ごとのネットワーク体制の構築に努めます。

## 第4節 その他の障がい福祉サービス

### 【施策の内容】

#### 1. 相談支援（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）

##### （1）計画相談支援

障がい者の心身の状況や環境、障がい福祉サービスや地域相談支援の利用の意向等を勘案して、支給決定及び支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成するとともに、支給決定後の一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

##### （2）地域移行支援

障がい者支援施設や精神科病院に入院している障がい者の住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

##### （3）地域定着支援

居家で一人暮らしをしている障がい者等の常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対し相談等を行います。

【サービス提供見込み量と実績】

（単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	見込値				18	20	22
	実績値	11	15	16			
地域移行支援	見込値	2	2	2	3	3	3
	実績値	0	0	0			
地域定着支援	見込値	1	2	2	2	2	2
	実績値	0	0	0			

#### ■ サービス見込み量算出の考え方

第5期計画では、「計画相談支援」については、第4期での実績を基に段階的に拡大し見込み量を設定。「地域移行支援」については、入院中の精神に障がいのある人の地域生活への移行者の数を考慮して見込み量を設定。「地域定着支援」については、単身の障がい者や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない人を推計して見込み量を設定。なお、サービス利用計画に伴うモニタリング期間については対象者の状況等を勘案して個別に定める。

## 2. 自立支援医療の支給

自立支援医療は、育成医療（障がいを持つ児童が生活する能力を得るために必要な医療）、更生医療（身体に障がいを持つ者が更生するために必要な医療）、精神障がい者通院医療費（精神障がいに対する医療を入院しないで受ける医療）といった公費負担医療を統合し、制度間の格差をなくし一元化したもので、障がいのある人の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療となります。これらの医療にかかる、医療費用の一部を支給します。

## 3. 療養介護利用者の医療の支給

医療が必要で、なおかつ常時介護を必要とする身体障がい者が医療施設からサービス（療養介護）を受けた際に、それに要した医療費用の一部を支給します。

## 4. 補装具費の支給

補装具（身体機能を補完・代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用されるもの）の購入・修理時にかかる費用の支給を行います。



## 第5節 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業として位置づけられている相談支援事業では、障がい福祉サービスに関する情報提供・相談をはじめ、サービスの利用援助、専門機関の紹介、地域総合支援協議会を設置しての指導や助言、成年後見制度の利用支援などの総合的な支援を行っています。

### 【施策の内容】 **必須事業**

#### 1. 相談支援事業

##### (1) 障がい者相談支援事業

障がいのある人やその家族の相談に応じながら、福祉サービスにかかる情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整など、権利擁護のための必要な援助を行います。

##### (2) 地域総合支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす総合支援協議会を設置・運営し、相談支援事業の評価や困難事例への対応等にかかる協議・調整等を行います。

##### (3) 基幹相談支援センター

平成24年度より福祉課内に設置されました。地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等業務（総合相談、専門相談・権利擁護、虐待防止・地域移行、地域定着など）を総合的に行います。

##### (4) 市町村相談支援機能強化事業

困難ケースへの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために必要な社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置に努めます。

##### (5) 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等にかかる支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援します。

## 2. 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的または精神に障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、これらの方々の権利擁護を図ります。

## 3. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するための体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

【サービス提供見込み】

事業名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	単 位
障がい者相談支援事業	1	1	1	箇所
地域総合支援協議会	有	有	有	実施の有無
基幹相談支援センター	有	有	有	実施の有無
相談支援機能強化事業	有	有	有	実施の有無
住宅入居等支援事業	無	無	有	実施の有無
成年後見制度利用 支援事業	1	1	1	利用者数
成年後見制度法人後見 支援事業	無	無	有	実施の有無

### ■サービス提供見込みの考え方

住宅入居等支援事業並びに成年後見制度法人後見支援事業については、平成32年度の実施を目途に検討する。

#### 4. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳、要約筆記等の方法により障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。また、手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう手話奉仕員養成研修を実施します。

また、手話通訳者を役場内に設置する事業に関しても、ニーズ等を勘案し今後検討していきます。

事業名	事業の内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者がその他の者と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者に、話の内容をその場で文字にして伝える、要約筆記者を派遣します。

【サービス提供見込み量と実績】

(単位：人)

意思疎通支援事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>手話通訳者派遣事業</b>						
見込値	7	8	9	9	9	9
実績値	6	6	6			
<b>要約筆記者派遣事業</b>						
見込値	2	2	2	2	2	2
実績値	0	0	0			

#### ■サービス見込み量算出の考え方

手話通訳者派遣事業並びに要約筆記者派遣事業について、第5期計画では、第4期の実績をもとに見込み量を設定。

## 5. 日常生活用具給付事業

重度の障がい者・児を対象に、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を給付または貸与します。

【サービス提供見込み量と実績】

(単位：件)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>日常生活用具等給付事業</b>						
<b>介護訓練支援用具</b>						
見込値	3	3	3	3	3	3
実績値	1	2	5			
<b>自立生活支援用具</b>						
見込値	4	4	4	4	4	4
実績値	1	3	8			
<b>在宅療養等支援用具</b>						
見込値	2	2	2	2	2	2
実績値	0	1	2			
<b>情報・意志疎通支援用具</b>						
見込値	1	1	1	1	1	1
実績値	0	2	0			
<b>排泄管理支援用具</b>						
見込値	420	432	444	450	460	470
実績値	360	282	270			
<b>住宅改修費</b>						
見込値	1	1	1	1	1	1
実績値	3	0	1			

### ■サービス見込み量算出の考え方

第4期計画では、第3期の実績をもとに設定。

第5期計画では、第4期の実績をもとに見込み量を設定。

## 6. 移動支援事業

地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的として、屋外での移動に困難がある身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人や障がい児を対象に、外出ヘルパーによる移動支援を行います。

【サービス提供見込み量と実績】

(単位：人)

移動支援事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込値	10	10	10	10	10	10
実績値	6	5	4			

### ■サービス見込み量算出の考え方

第4期計画では、第3期計画の実績をもとに設定。

第5期計画では、第4期計画の実績をもとに10人で見込み量を設定。



## 7. 地域活動支援センター事業

創作的活動や生産活動の機会の提供のほか、社会との交流の促進など多様な活動の場を設ける基礎的事業に加え、機能を強化するための事業をあわせて行います。

強化事業としては、Ⅰ型～Ⅲ型までの3種類があります。

Ⅰ型：相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉および地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及活動等の事業を実施。

Ⅱ型：機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施。

Ⅲ型：運営年数および実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を実施。（このほか、Ⅲ型には個別給付事業所に併設するタイプの施設を想定。）

【サービス提供見込み量と実績】

（単位：箇所）

基礎的事業		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
見込値		2	2	2	2	2	2
実績値		1	1	2			
機能 強 化 事 業	地域活動支援センターⅠ型						
	見込値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1			
	地域活動支援センターⅡ型						
	見込値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0			
	地域活動支援センターⅢ型						
	見込値	1	1	1	1	1	1
実績値	0	0	1				

### ■サービス見込み量算出の考え方

※地域活動支援センターⅠ型は、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉および地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進にかかる理解啓発等を行います。相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けていることを要件とする。本村では、長生地域生活支援センターに委託して実施する。

※地域活動支援センターⅡ型は、雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

※地域活動支援センターⅢ型は、障がい者のための援護対策として、通所による援護事業

(小規模作業所)の実績を概ね5年以上を有し、安定的な運営が図られていることが条件となっています。長生圏域にはないが、他の地域のセンターを利用するケースがあり、見込値を設定。

## 8. 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るよう努めます。

基幹相談支援センターは広報活動により、理解と知識の普及を推進します。また、総合支援協議会で開催される研修会等に参加し、事例研究と情報収集を行います。

## 9. 自発的活動支援事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図るよう努めます。

## 10. 手話奉仕員養成事業

手話表現技術を取得したものを養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営む手助けができるように、手話奉仕員養成研修を実施します。

【サービス提供見込み量と実績】

(単位：人)

手話奉仕員養成事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込値	2	2	2	6	6	9
実績値	0	3	3			

### ■サービス見込み量算出の考え方

また、手話奉仕員養成研修は、長生圏域7市町村共同で2年間の養成講座の実施を計画している。第1期は平成28年度～平成29年度、第2期は平成29年度～平成30年度の研修課程になっている。

## 任意事業

### 1. 訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

【サービス提供見込み量と実績】

(上段：ヶ所、下段：人)

訪問入浴サービス事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
見込値	1	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1	1
実績値	1	1	1			
	2	2	1			

#### ■サービス見込み量算出の考え方

第4期計画では、事業所1ヶ所、利用者1人で設定。

第5期計画では、第4期の実績をもとに事業所1ヶ所、利用者1人を見込み量に設定。

### 2. 自動車運転免許取得・改造助成事業

障がいのある人が自動車運転免許の取得および自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。

【サービス提供見込み量と実績】

(単位：人)

自動車運転免許取得・改造助成事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
見込値	1	1	1	1	1	1
実績値	0	0	0			

#### ■サービス見込み量算出の考え方

第4期計画では、1人を見込み量を設定。

第5期計画では、第4期の実績をもとに1人を見込み量を設定。

### 3. 日中一時支援事業

在宅で介護している家族の就労および一時的な休息のため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。また、地域の交通事情も考慮して、送迎加算をつけていますが、今後も利用者の利便性に配慮します。

【サービス提供見込み量と実績】

(上段：ヶ所、下段：延べ人/月)

日中一時支援事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
見込値	4	4	4	4	4	4
	16	16	16	10	10	10
実績値	3	2	2			
	13	8	8			

#### ■ サービス見込み量算出の考え方

第 4 期計画では、第 3 期の実績をもとに 4 ヶ所、16 人で設定。

第 5 期計画では、第 4 期の実績をもとに 4 ヶ所、10 人で見込み量を設定。

### 4. 高額地域生活支援事業

月額利用負担上限額を超えた利用者に対して、超えた部分を利用者へ返還して障がい者等の経済的負担の軽減に努めます。

### 5. 点字図書給付事業

視覚障がい者が情報を得るために、6 タイトル 24 巻を限度として点字翻訳料を給付し、共生社会の実現を図るよう努めます。

#### <地域生活支援事業における見込量確保の方策>

- ◆ 村単独で実施する事業のほか、必要に応じて近隣市町や県との連携を図り、円滑にサービスを提供できる体制を整備します。
- ◆ 新しくなった事業の情報提供に努め、必要な人がサービスを利用できる環境の整備を図ります。

## 第5章 障がい児福祉サービスの充実

### （「障がい児福祉計画」）

障がい児福祉計画において平成27年度から平成29年度の実績値と、平成30年度から平成32年度の見込量は次のとおりとなります。なお、平成29年度の数値は実績見込値であり、平成29年度10月時点の数値となります。

#### 第1節 障がい児通所支援、入所支援、相談支援等のサービスの充実

障害者自立支援法に位置付けられている「児童デイサービス」は、法改正により平成24年度から児童福祉法に基づく「障がい児通所支援」に一元化されました。また、相談支援についても新たに市町村が指定する「障がい児相談支援事業者」が、障がい児支援利用計画（障がい者の計画相談支援に基づくサービス等利用計画に相当）を作成することになりました。今後、障がい児相談支援事業者等の整備を図ります。

##### 【施策の内容】

##### 1. 児童発達支援

日常生活における基本的動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

【サービス提供見込み量と実績】

（上段：実利用者数、下段：延べ人/月）

児童発達支援	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込値	6	7	8	7	8	9
				100	110	120
実績値	4	6	8			
	42	72	84			

##### ■サービス見込み量算出の考え方

第5期計画では、第4期の実績を勘案し約8人で見込み量を設定。

## 2. 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療管理下での支援が必要な障がい児に、児童発達支援及び治療を行います。

【サービス提供見込み量と実績】 (上段：実利用者数、下段：延べ人/月)

医療型児童発達支援	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
見込値				2	2	2
				10	10	10
実績値	1	0	0			
	12	0	0			

### ■サービス見込み量算出の考え方

第5期計画では、第4期の実績を勘案し実利用者数2人、延べ利用者数/月10人で見込み量を設定。

## 3. 放課後等デイサービス

就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を行います。

【サービス提供見込み量と実績】 (上段：実利用者数、下段：延べ人/月)

放課後等デイサービス	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
見込値	6	7	8	18	19	20
				180	190	200
実績値	10	14	17			
	95	149	168			

### ■サービス見込み量算出の考え方

第5期計画では、第4期の実績を勘案し実利用者数19人、延べ利用者数/月190人で見込み量を設定。

#### 4. 保育所等訪問支援

保育所等を利用している・今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

【サービス提供見込み量と実績】

(上段：実利用者数、下段：延べ人/月)

保育所等訪問支援	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
見込値	2	2	2	3	3	3
				4	4	4
実績値	2	0	1			
	2	0	2			

##### ■サービス見込み量算出の考え方

第5期計画では、第4期の実績を勘案し実利用者数3人、延べ利用者数/月4人で見込み量を設定。

#### 5. 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にある障がい児であり、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

【サービス提供見込み量】

(上段：日数/月、下段：人/月)

居宅訪問型児童発達支援	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
見込値	1	1	1
	1	1	1
実績値			

##### ■サービス見込み量算出の考え方

平成30年4月から新たに始まるサービスのため、実利用者数1人、延べ利用者数/月1人で見込み量を設定。

## 6. 障がい児相談支援

障がい児通所支援の利用に係る内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。

【サービス提供見込み量と実績】

(単位：延べ人数 /月)

障がい児相談支援	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
見込値				6	7	8
実績値	3	4	5			

### ■ サービス見込み量算出の考え方

第5期計画では、第4期の実績を勘案し実利用者数28人で見込み量を設定。

## 7. 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置は村単独での設置は困難ため、圏域内の市町や事業所と連携を図り、総合支援協議会等を通じて圏域での設置を検討します。

### <障がい児通所支援サービスにおける見込量の確保の方策>

- ◆ 長生圏域に児童発達支援・保育所等訪問事業を実施している事業所が少ないため、施設と連携を図り障がいのある子どもにとって身近な地域で支援を受けられるようサービス提供の基盤作りに努めます。
- ◆ 障がい児支援に対し、関係各課及び関係機関と密な連携を図り、きめ細やかな支援提供が図れるように努めます。

## 第2節 障がい児保育・教育の充実

近年では、国全体としての少子化が進んでいる一方で、発達において支援や見守りが必要な児童や障がいのある児童の増加、また障がいの重度・多様化の傾向があることが指摘されています。

本村では、「長生村子ども・子育て支援事業計画」と連携を図り、すべての児童が健やかに育つように、障がいのある児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な支援に努めていく必要があります。身近な地域の中で支援を受けられる環境、一人ひとりの状況や意向にあった教育が受けられるように支援体制の充実が求められます。

### 【施策の内容】

#### 1. 障がいの早期発見

##### (1) 妊産婦に対する健康診査・指導等の充実

妊娠中から母体の健康を守り、母性意識を高め、すべての子どもが健やかに生まれ、かつ育てられるよう母子健康手帳の交付および妊婦健診の助成、ママ・パパ教室、訪問指導など、妊産婦に対する健康相談・指導等の充実を図ります。

##### (2) 乳幼児健診等の充実

疾病や発達障がいの早期発見、乳幼児の健全な発育・発達のため、乳幼児健診、予防接種、相談等の充実を図ります。

#### 2. 障がい児療育体制の充実及びライフサポートファイルの活用

障がい児やその可能性のある児に対し、早期に適切な療育を提供できるよう健診事後教室（しゃぼんだまクラブ）の利用を促進すると共に、基幹相談支援センターや児童発達支援センターとの連携のもと、障害児通所支援等の場を身近に確保することに努めます。

また、幼少期から学齢期、成人に至るまでの記録を一括管理するライフサポートファイルを配付し、支援事業所や学校など必要な情報を共有し、子どもから大人まで切れ目のない支援を行います。

### 3. 発達障がい児保育・療育及びペアレントプログラムの検討

発達障がいのある児童について、可能な限り保育所への受け入れを行うとともに、関係機関との連携のもと、障がいの実態に即した保育および療育ができる体制の充実に努めます。

また、発達障がいを有する子どもの育てにくさを解消し、保護者の認知の変容を目指したペアレントプログラムの導入を検討します。

### 4. 特別支援教育コーディネーターの活用

専門知識をもったコーディネーターを保育所等に派遣し、保育所から小学校へのスムーズな就学を行うための取組みを行います。

### 5. 就学相談・指導の充実

#### (1) 各種相談事業の充実

障がいのある児童に対して、適切で総合的な就学相談が行えるよう、各種相談事業の充実に努めます。

#### (2) 適正就学指導の推進

障がいのある児童・生徒の就学について、保護者の希望を尊重しながら、児童・生徒の状況に応じて措置基準の弾力的な運用に努めるとともに、就学指導に対する教職員の知識を高め、校内における就学指導体制の充実に努めます。

### 6. 学校教育の充実

#### (1) 小・中学校における特別支援学級の充実

それぞれの障がいの実態に応じ、教育内容や教育課程、施設・設備の充実に努めるとともに、担当教職員の専門的知識習得のための研修の充実に努めます。

#### (2) 一人ひとりに応じた教育の充実

障がいのある個々の児童・生徒に対する個別の教育支援計画を作成し、一人ひとりの教育的ニーズに対応して指導方法や内容を明確化し、教育の充実に努めます。

### **（３）適切な進路指導の推進**

障がいのある児童の社会的自立を促進するため、中学校の特別支援学級では、各種の合同作業学習等を通じて、社会的自立に向けての基礎的な態度、習慣、技能等の習得、大きな集団への適応性の向上、人間関係の拡大を図るなど、適切な進路指導の推進に努めます。

### **（４）学校保健の充実**

児童・生徒の健康の保持・増進を図り、将来の健康な生活を送る上での生活習慣を身につけさせるため、成長の段階に応じた健康教育を推進するとともに、健康診断の充実を図ります。

## 第6章 障がい福祉サービスの目標値

### 第1節 平成32年度の目標値の設定

障がい福祉計画では、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、必要な障がい福祉サービス等の量を見込むうえで、平成32年度を目標年度として、次に掲げる事項について、国の指針に基づき以下の数値目標を設定します。

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

- 平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末の施設入所者数から2%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- 平成28年度末の施設入所者数の9%以上が平成32年度末までに地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の入所者数 (A)	15人	平成28年度末の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	14人	平成32年度末時点の利用人員
【目標値】削減見込(A-B)	1人 6.66%	差引減少見込み数及び割合
【目標値】地域生活移行者数	2人 13.3%	施設入所から地域移行した者の数 及び割合

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたり、精神科病院や地域援助事業所による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組みの推進が必要となります。精神障がい者(発達障害及び高次脳機能障害を含む)にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進め、長生圏域で保健、医療、福祉用の関係者による協議の場を設置することを検討することを目標とします。

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築

【目標】平成32年度末までに、長生圏域で保健・医療・福祉関係者による協議をする場の設置を検討する。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の地域での暮らしを支援するため、1人暮らしなどの入居体験機会及び場の提供、緊急時の受け入れ態勢の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行う体制が求められています。

こうした体制を実現するために平成32年度末までに地域生活支援拠点（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を含む）について、長生圏域での実施を関係施設や機関と協議を行います。

■地域生活支援拠点等の整備

【目標】平成32年度末までに、長生圏域で地域生活支援拠点の体制づくりを協議し、1つ整備する。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行

- ①平成32年度中に一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上にする。
- ②平成32年度末における利用者数を平成28年度末から2割増加させる。
- ③全体の5割以上の事業所が、就労移行率3割以上を達成する。(国の基本指針)
- ④就労定着支援1年後の就労定着率80%以上にする。

項目	数値	考え方
平成27年度の一般就労移行者数	4人	平成27年度において福祉施設利用者のうち、一般就労した者の数
平成28年度末における就労移行支援利用者数	3人	平成28年度末における就労移行支援利用者数
【目標値】① 目標年度の一般就労移行者数	5人 (1.5倍)	平成32年度中において福祉施設利用者のうち、一般就労する者の数(1.5倍以上)
【目標値】② 目標年度の就労移行支援利用者数	8人 (2割以上増)	平成32年度末において就労移行支援を利用する者の数(2割以上増)
【目標値】③ 目標年度の就労移行支援事業所の就労移行率3割以上を達成する割合	5割以上	平成32年度末において就労移行支援事業所が、就労移行率3割以上を達成する割合(5割以上)
【目標値】④ 就労定着支援1年後の就労定着率80%以上	80%以上	平成32年度末において就労定着支援1年後の就労定着率80%以上

※ここでの福祉施設とは、生活介護、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)を行う事業所。

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。そこで地域支援体制の構築、保育・保健医療・教育・就労等の関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容の推進、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備します。また、利用者数や事業所の問題により、圏域での整備を検討する必要があります。

そこで、平成32年度末までに、障がい児支援の提供体制の整備等について以下の目標を定めました。

### ■障がい児支援の提供体制の整備等

- ①【目標】児童発達支援センターはすでに長生圏域で整備されており、利用しやすい体制を構築する。
- ②【目標】平成32年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、医療ケア児支援を含めた協議の場を長生郡市総合支援協議会や長生圏域内の関連機関との連携を通じ設置を進める。  
また、県の事業として長生圏域において療育支援コーディネーターの配置事業を進め、在宅障がい児の療育支援体制を充実する。
- ③【目標】保育所等訪問支援はすでに長生圏域で整備されており、平成32年度までに村独自で整備を検討する。
- ④【目標】平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を長生圏域での設置を前提に、圏域内の市町や事業所と連携して整備を検討する。

---

## 第7章 福祉環境の整備

---

### 第1節 差別解消・虐待防止に関する取組の推進

#### ○障害を理由とする差別の解消の推進

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法。平成28年4月施行）を踏まえ、障がい者を理由とする差別の解消に向けて、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り除きます。

#### 【施策の内容】

##### 1. 合理的配慮に基づいた情報提供の拡大

保健福祉情報や福祉用具に関わる情報等について、窓口や電話にての相談、「広報ちょうせい」等への掲載機会の拡大、「障がい福祉の手引き」の配布による情報提供機会の充実、インターネットの活用など整備を図ります。

また、視覚・聴覚障がいのある人への情報提供も点字・朗読・手話等奉仕員の活用促進などをそのニーズに合わせて検討していきます。

##### 2. 年金・手当の給付

年金制度や手当制度の充実について国に要望するとともに、障害基礎年金をはじめ特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等の各種制度の周知徹底および適正な運用を図ります。

##### 3. グループホーム等の整備促進と活用

障がいのある人の共同生活を通じた自立を促進するため、グループホーム、福祉ホーム等の広域的な整備促進および活用を図ります。

##### 4. 移動手段の確保の推進

公共交通機関を利用しやすくしたり、福祉タクシーや通所補助制度等の各種制度の活用等を図り、障がいのある人の移動手段の確保に努めます。

##### 5. 差別解消に向けた連携と情報収集

長生圏域内での差別解消に向けた取組みを行っている長生都市差別解消支援地域協議会準備会に参加し、計画年度内での協議会の立ち上げを目指します。

また、研修等に参加して困難事例や解決方法に関して情報収集を行います。

## ○障がい者虐待の防止、養護者に対する支援

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（通称：障害者虐待防止法 平成24年10月施行）の施行を踏まえ、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障がい者等及び養護者の支援にあたり、虐待の早期発見と通報に支援を行います。

### 【施策の内容】

#### 1. 虐待防止に関する取り組みの強化

総合支援協議会を中心に、地域の関係機関によるネットワークを構築し、障がいのある人等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等についてのシステムの整備に取り組みます。

#### 2. 相談支援体制の充実

障がい者虐待防止に関して窓口となる基幹相談支援センターの体制を強化し、早期に虐待の情報を入手し対応できるようにします。また、関係機関とも連携して的確に支援を行います。

#### 3. 権利擁護の適切な支援

障がい者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用により経済的負担の軽減措置を講じます。

## 第2節 地域防災ネットワークの確立

障がいのある人が安心して在宅生活や社会生活を送るために、災害情報等の情報の伝達や、災害発生時における迅速な避難誘導が適切に行われるような措置を講ずることが重要です。

本村では、障がいのある人についても、防災主務課が中心となり近隣住民や民生委員、ボランティア等による安否の確認などの見守りネットワークの充実に努めます。

### 【施策の内容】

#### 1. 障がいのある人等の避難行動要支援者への見守りネットワークの充実

近隣住民や民生委員、ボランティア等による安否の確認などの見守りネットワークの充実に努め、地域ぐるみの支援体制の整備を図ります。

## 2. 緊急時の情報提供体制の整備

緊急時に障がいのある人に対して行政機関、消防機関等から迅速で適切な情報提供が行われるよう、特に視覚障がいや聴覚障がいのある人に対する情報提供に配慮しながら、情報伝達手段の検討、整備に努めます。

## 3. 障がいのある人等に配慮した避難支援計画の確立

災害時・緊急時に障がいのある人等の避難行動要支援者が安全に避難できるよう、「長生村避難行動要支援者避難支援計画」の周知徹底を図り、より実効性ある計画の確立に努めます。

さらに、避難所においては、避難生活に特別の配慮が必要となることから、福祉避難所としてのスペース設置や民間も含めた社会福祉施設や医療機関との連携を図ります。

## 第3節 地域共生社会の実現に向けた取組み

高齢者、障がい者、児童等の福祉サービスについて相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みを作り、住民団体等によるインフォーマル活動への支援を行います。

### 1. 高齢者、障がい者、児童等の福祉サービスの一体化

福祉部門とその他の行政各部門との間で相互施策の連携・ネットワークの構築を図り、少人数で情報を共有しやすい村の機動力を生かして支援をしていきます。

### 2. 住民団体等によるインフォーマル活動への支援

ボランティアセンターと連携を行い、障がい者へのインフォーマルな支援や見守り体制の構築などを行っていきます。

---

## 第8章 計画の推進

---

本計画を進めるためには、福祉課のみならず全庁的に対応し、近隣市町との間で共通する行政課題については圏域で連携し、関係機関・団体との問題の共有を図りながら計画の進捗状況の定期的な評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

### (1) 実施体制

この計画は障害者基本法に基づく「長生村障がい者計画」と併せて本村の障がい福祉施策の基本計画であります。

本計画を実施していくために、福祉部門とその他の行政各部門との間で相互施策の連携・ネットワークの構築を図ります。また、関係団体・事業所や国・県・近隣市町とも連携・協力できる体制づくりを進めていきます。

### (2) 計画達成状況の点検及び評価

本計画を効果的に推進していくためには、計画の進捗状況を評価し、その結果を施策にフィードバックしていく必要があります（PDCAサイクル）。このため、本計画に基づく施策の実施状況を評価し、計画を管理するため、計画の管理体制の整備を図ります。



第 3 部

資料編



# 1. 長生村障がい者計画及び長生村障がい福祉計画策定委員会設置条例

(平成 23 年 7 月 28 日条例第 12 号)

(設置)

第 1 条 本村における障がい福祉に関する施策を効率的かつ円滑に推進するため、長生村障がい者計画及び長生村障がい福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 9 条第 3 項の規定に基づく長生村障がい者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項の規定に基づく長生村障がい福祉計画(以下「計画」という。)の策定に関すること。
- (2) 障がい者施策に係る調査研究に関すること。
- (3) その他計画の策定に関する事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内で組織し、医療、保健、福祉関係者、各種団体の長及びその他村長が必要と認めたと者のうちから、村長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の聴取等)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

## 2. 長生村障がい者計画及び長生村障がい福祉計画策定委員名簿

自 平成29年8月 1日

至 平成32年7月31日

	氏 名	委嘱区分	所属等	備 考
1	市原育也	村長が必要と認めるもの	村身体障害者福祉会会員	委員長
2	木島清	福 祉	社会福祉協議会会長	副委員長
3	中村隆男	福 祉	民生委員児童委員協議会長	
4	渋沢茂	各種団体の長	中核地域生活支援センター長生ひなた所長	
5	山岡功平	各種団体の長	長生地域生活支援センターブリオ所長	
6	鈴木文子	村長が必要と認めるもの	障害者の保護者代表	
7	牧 學	各種団体の長	村身体障害者福祉会会長	
8	西 希仁	村長が必要と認めるもの	九十九会 一松工房施設長	
9	汐田千恵子	村長が必要と認めるもの	母里子ネット代表理事	
10	門口昭	村長が必要と認めるもの	議会議員	
11	大野由記子	医療保健	長生健康福祉センター長	
12	渡辺孝平	医療保健	健康推進課長	



---

---

長生村第5期障がい福祉計画・長生村第1期障がい児福祉計画

発行 平成 30 年 3月

編集 長生村役場 福祉課

〒299-4394

千葉県長生郡長生村本郷1番地77

TEL 0475(32)6810

FAX 0475(32)6812

---

---